

島根県後期高齢者医療広域連合告示第 8 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 4 項の規定により、島根県後期高齢者医療広域連合の収納代理金融機関を次のとおり指定し、同条第 8 項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 1 日

島根県後期高齢者医療広域連合長 松浦 正敬



名 称	事務取扱店舗	取扱事務の範囲
島根県信用農業協同組合連合会	島根県内に所在する本店 又は本所、支店又は支所	公金の収納事務の一部
くにびき農業協同組合		
やすぎ農業協同組合		
隠岐農業協同組合		
隠岐どうぜん農業協同組合		
雲南農業協同組合		
いずも農業協同組合		
斐川町農業協同組合		
石見銀山農業協同組合		
島根おおち農業協同組合		
いわみ中央農業協同組合		
西いわみ農業協同組合		